



Global Tax Update

ドイツ

デロイト トーマツ税理士法人

2016年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

ドイツにおける Brexit に係る税務上の影響

2016年6月23日、英国の国民投票において、UKのEU離脱への支持が過半数となった。これにより、直ちに、UKがEUから離脱するわけではなく、離脱後の関係について、今後数カ月、そしておそらくは1年を超える交渉がEUとUKの間で行われる。当該交渉期間中、企業は、会計・税務・法務へ与える影響について注視する必要がある。

(1) いつ、どのように離脱するか

2016年6月23日に、国民投票によりUKのEU離脱(Brexit)が決定したが、離脱が直ちに行われるわけではなく、UKの有権者がUK離脱手続の開始の承認をしたにすぎない。当然ながら、離脱が実施される前に様々な交渉が必要となる。離脱交渉をするためには、リスボン条約50条ののっとり、UKは欧州理事会に対し、正式に離脱要請を通知する必要がある。その後初めて、UKはEUと離脱に関する詳細を協議することができ、これにより、EUとUKの今後の関係のフレームワークが決定される。

リスボン条約第50条第3項によれば、離脱協定の発効、またはEU離脱に関する欧州理事会への通知から2年経過後に、UKはEUを離脱することができる。当該2年の期間については、欧州理事会における(離脱国であるイギリスも含む)全加盟国の承認が必要となっている。今のところ、離脱に関する複雑な手続には2年以上かかることが想定され

る。仮に欧州理事会が、延長を望まない場合には、EUが締結している諸条約とEUの下位法令(例:EU規則、EU指令)は、UKには適用されなくなる。

(2) 現段階において企業に必要とされるアクション

経済的影響、とりわけ金融市場に与える即時的な影響は避けられないが、離脱までは、UKはEUの一員であることから、当分の間は、法制度の改正等は行われぬ見込みである。しかしながら、離脱による、会計税務、法務の変更の可能性を考慮に入れて、企業的意思決定は行われるべきと考えられる。さらに、組織の変更や、離脱により、会計税務的に負の影響が考えられる場合には、現在のストラクチャーについて、再検討、修正が必要と考えられる。離脱交渉を注視し、離脱の際に発生し得る事象に準備すべきと思われる。

(3) UKのEU離脱により想定される影響

離脱協定が最終的に合意されるまでは具体的な影響は明らかにならないが、予想されるEUとUKの関係に関連する影響は多岐にわたる。以下は、Brexitによる、会計税務、法務上検討が必要とされる事項に関する初期の一般の見解であり、個別事例に関する具体的分析ではないことに留意を要する。

(4) 国際協定(例:欧州経済領域(EEA))と国内法

EU を離脱すると、EU の上位法令、下位法令が適用されなくなり、欧州司法裁判所の決定や、EU 法との調和の観点からの国内法の解釈は、考慮不要となる。しかしながら、EU 指令は直接効を有しないため、すでに国内法に取り込まれており、離脱後も当該国内法の適用は継続する。EU のフレームワークに基づき構築された UK の法制は、一定の修正を受けながらも、UK に残ることになる。

さらに、いわゆる混成協定、すなわち、EU レベルにおける協定への参加とは別途、イギリスが EU 加盟国として独自に合意した国際協定については、離脱後も存続することになる。このような混成協定に欧州経済領域(European Economic Area: 以下「EEA」)も含まれるが、イギリスが EEA に継続加入するか否かは、EU 離脱の際の議題となる。エネルギー憲章条約など、経済分野において UK の経済関係にとって重要な協定に関しては、今後も維持されると思われる。

(5) 税務に与える影響

1) 法人税所得税への影響

離脱により、直接税の分野における EU 指令(親会社間配当指令、利子および使用料指令、合併指令)の適用はなくなる。これにより次の影響が考えられる。

- ドイツの会社は、これまでは、UK の親会社に対する利益の分配において、源泉税の税率がゼロであることの恩恵を受けており、源泉税の徴収を行うことなく(あるいは、UK の会社が徴収された源泉税の全額の還付を受ける)で配当をすることができた。UK 親会社による間接保有の場合も同様であり、UK への配当に係る源泉税がゼロであるので、例えば、オランダ中間持株会社が税務目的以外で設置されたことを証明することなしに、オランダの中間持株会社への配当源泉税をゼロとすることができた。今後は、UK において受取配当が免税であることから、外国税額控除の対象とならない当該配当に係る英独租税条約の規定に基づく軽減税率の 5%の源泉税は、コストになる可能性がある
- UK においては、配当に対する源泉税を徴収していないが、利子に対しては課しており、また、

ドイツはライセンスフィーに対する源泉税を課している。過去において、一定のストラクチャーにおいては免税とすることができたが、今後は、租税条約で同様の特典を与えていない限り免税とすることは難しくなり、とりわけ、東欧諸国との関係に影響を与える可能性がある

- EU において、一定の組織再編(合併、会社分割等)については、EU 加盟国の法令に基づき設立された会社においては、課税を生じないことが可能であった。しかしながら、EU を離脱した後は、当該条件を満たすことができなくなる。このため、一般的な組織再編関連の法令に基づき、原則として利益が実現し課税が発生すると考えられる

ドイツ国内税法の規定に基づき、UK が EU 加盟国としてのステータスを失うことにより、次に掲げる一定の特典が失われる。

- UK の法人税が 25%未満となって以来、UK は、ドイツ外国税法に定める軽課税国に該当する。結果として、ドイツのタックスヘイブン対策税制(Controlled Foreign Company Rules: 以下「CFC ルール」)上、原則として UK 子会社の留保所得は合算対象になっている。しかしながら、通常は、UK において相当な実体を有していることが多く、この場合、十分な実体があるものとして、CFC ルールの適用を受けないことが可能であった(外国税法第 8 条第 2 項)。離脱後は、EU 加盟国のための例外規定は UK 子会社には適用されなくなるため、例えば、UK 子会社で受け取る利息などの投資性所得は、仮に UK において経済活動を行っていたとしても、CFC ルールに基づき課税される可能性がある
- 親子会社指令に基づく EU の会社からの配当についての営業税における簡易配当免税は適用できなくなる。今後は、UK 子会社からの配当が免税となるための要件は厳しくなる。いわゆる株式保有機能がある子会社からの配当の場合、免税要件の充足が簡単でないことから、特に、UK 子会社に株式保有機能があるときに、その他の事業に紐付けできない孫会社から受ける利益については、免税とできなくなる可能性がある
- ドイツに管理支配地があり、UK の Ltd(有限責任会社)を含む一定の法人が、UK に移転する

- 場合には、法人税法第 12 条第 3 項に従い、税務上は、清算扱いとなる。この場合、UK に移転された資産の含み益だけではなく、事業の一部がドイツに留まっても、当該会社のすべてが清算されたものとして取り扱われる
- 個人に対する課税については、UK に移住した個人のうち、外国税法第 6 条により、出国税 (exit tax) の対象になった者が特に影響を受ける。当該出国税は、担保の提供と利息の負担をすることなしに課税を繰り延べることができた。しかしながら、当該課税の繰延は取り消しとなり、出国税の即時納付が必要となる可能性がある
- 2) 関税/VAT/国際貿易法への影響
- UK が EU を離脱した場合、UK は EU 共同市場に属さなくなるので、UK との貿易に関税法が適用される。従来は付加価値税 (Value Added Tax: 以下「VAT」) 上のみ EU 域内供給、域内取得とされていたものが、輸出、輸入と取り扱われる
 - EU と UK との間の貿易に関税が課される可能性が生じる。取引価格の上昇要因となるため、取引価格について再検討が必要となる
 - EU 域内供給、域内取得といった制度含む、課税資産の譲渡と役務提供をカバーする共通の VAT システムが適用されなくなるため、今後 UK がどのような課税制度を導入するか注視する必要がある
 - 現在の登録地とは異なる加盟国での VAT の登録義務が生じる可能性がある
 - 物品税が課税される貨物の輸送に際しては、共通化された個別消費税課税制度(およびその IT システムである Excise Movement Control System (EMCS) が今後適用されなくなる。今後は、新たな税負担を回避するために、UK に関連する輸送について、詳細に検討される必要がある
 - 物品税が課税となる貨物の UK への輸出に際して、税関の輸出手続が必要となるため、システムの改修が必要となる
 - UK への物品の供給は、国際貿易法上、今後は輸出と取り扱われることから、輸出許可等の手続が現在と比較して煩雑となる可能性がある
- 3) 移転価格と事務
- 税務における事務協力指令が適用されなくなることから、納税者は、今後、要件充足を示すための負担が増加する
 - EU 指令とは異なる多国間協定ではあるが、UK は、EU 仲裁協定から離脱する可能性がある。ただし、ドイツ UK 間に関しては、独英租税条約第 26 条第 5 項に既に仲裁規定は含まれている
 - 移転や組織再編に関し、出国税が課される可能性がある
 - Brexit に伴う影響回避のための組織再編を行う際には、いわゆる機能移転課税のトリガーとならないように留意する必要がある
- 4) その他の税トピックス
- UK の EU 離脱は、ユーロに対する UK 通貨ポンドの下落により、為替差損をもたらす可能性がある。ポンドによる債権を保有するドイツ納税者は、税務簿価の評価減を検討する必要がある。基準は短期債権、長期債権の別により異なる
 - Brexit の会社法上の影響が、税法上の取扱いに疑義を生じさせる可能性がある。例えば、UK 法に基づく法人格(例えば、UK Limited)の管理支配地がドイツの場合、UK が EU から離脱した後は、UK 法に基づく法人格として、ドイツでは法的に扱われなくなる。税法上は、法人形態の変更に当たるため、資産の含み益が課税される可能性がある。このため、会社法上の取扱いについても注視し、適時に、税務上の有利な組織再編を行えるようにすべきである
 - また、UK の EU 離脱により、残りの EU 加盟国において金融取引税の導入が促進される可能性がある。これは、金融取引税に対して、UK が主に反対していたからであるが、Brexit に係る国民投票の前であっても、UK は、金融取引税導入に関する検討部会の 10 カ国のメンバーには含まれておらず、金融取引税のフレームワークについて、当該 10 カ国が合意できるかどうか金融取引税の導入はかかっているといわれている

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Tokyo

溝口 史子 +81-(0)80-4183-7352 fumiko.mizoguchi@tohatsu.co.jp

Deloitte GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099 misato@deloitte.de

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

e mail : tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。